

# 豊田市農業委員会議事録

令和5年11月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和5年11月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第78号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第81号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第82号 農用地利用集積計画の決定について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 競売農地買受適格者証明後の農地法第3条の規定による許可について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (18名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	—————	
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

< 欠席委員 > (1名)

6番 近藤 和人

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主任主査	杉本 一浩	主査	井上 貴道	担当長	白川 佳宏

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より説明を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、以上1名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

10番、水嶋広委員、11番、水野省治委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第78号から第82号までの審議案件5件と、その他の報告案件6件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第78号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第78号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

87番、御幸町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

88番、岩滝町の件。

担当推進委員の木村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

89番、広川町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

90番、畝部東町の件。

担当推進委員の成田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

91番、永覚町の件。

担当推進委員の中尾委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

92番、大林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

93番、本町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

94番、前林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

95番、前林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

96番、若林東町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

97番、四郷町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

98番、国附町の件。

担当推進委員の三宅委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

99番、御作町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

100番、有間町の件。

担当推進委員の朝倉委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長：特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第78号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第 7 8 号は承認決定されました。  
令和 5 年議案第 7 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 5 年議案第 7 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1 5 番、富田町の件、自己用住宅です。第 3 種農地です。判断基準は、街区  
に占める宅地の割合が 4 0 %を超えている区域にある農地です。許可基準は、  
第 3 種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認して  
おります。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 7 9 号で上程されました 1 件について、賛成の委員は挙手をお願いし  
ます。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 7 9 号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

202番、汐見町の件、自動車修理工場です。第1種農地です。判断基準は、  
おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農  
地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落  
に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、203番、本新町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判  
断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。  
許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、204番、矢並町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判  
断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準  
は、「その他第2種農地」と読ませていただきます。許可基準は、第2種農地で、  
周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができる  
ものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、205番、永覚町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。  
農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地  
等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、農業振興地域  
整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、206番、鴛鴨町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断  
基準は、末野原駅からおおむね500メートル以内です。許可基準は、第2種  
農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成すること

ができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、207番、若林西町の件、粘土採掘、残土処分、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される一時転用に該当します。なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので御報告いたします。

続きまして、208番、本町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、209番、前林町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、210番、高岡本町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 3件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、211番、高町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、212番、カ石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、213番、城見町の件、住宅敷地増し、進入路です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。なお、本案件は始末書案件であり、令和5年4月頃に当該地から国道への土砂流出を是正する工事をしましたが、その際、住宅用排水工事を行ってしまったものを今回是正するものです。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、214番、中垣内町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、215番、川下町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、216番、稲武町の件、アウトドア施設、キャンプ場です。第

2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。なお、本案件は始末書案件であり、令和4年3月頃に申請地の一部に砂利を敷いて駐車場として許可申請をせず利用してしまったものを、今回キャンプ場への転用申請をすることにより是正するものです。

続きまして、217番、黒田町の件、住宅敷地増し、進入路です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉田委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第80号で上程されました16件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第80号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第81号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第81号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。  
14番、城見町の件、変更内容は事業区域変更です。

本件は、令和5年10月19日付で第5条の転用許可を自己用住宅で得ました。当初は、敷地内に駐車場を設置する計画ではありませんでしたが、利便性及び安全性の面から駐車場を設置することとなり、車の通路部分を申請地に追加するものです。なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第81号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第81号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年12月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第82号資料①は、利用権の総括表になります。議案第82号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第82号資料①の総括表で御説明をさせていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりは、いずれも令和5年12月1日、貸借の終わりが令和14年12月31日となっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、2筆1,023平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第82号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第82号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案11ページ及び別紙配付資料3ページ及び4ページを御覧ください。

報告「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案12ページを御覧ください。

報告「競売農地買受適格者証明後の農地法第3条の規定による許可について」。

101番、駒場町の案件については、備考欄に記載のとおり、令和5年7月、議案第57号競売農地買受適格者証明願において、御承認いただいた内容のとおり、競売農地を取得したことを報告いたします。

続いて、議案13ページを御覧ください。

報告「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

131番、丸山町の案件から、20ページを御覧ください、161番、駒場町の案件までの31件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」。

10番、前林町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案22ページを御覧ください。

報告「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

42番、小坂町の自己用住宅の案件から、45番、中根町の駐車場までの4件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

181番、野見山町の分譲住宅の案件から、28ページを御覧ください、202番、市木町の自己用住宅までの22件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時19分)

議事録署名者

印

印